

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
日とるときは、そ
の翌日)

◇ 告 示 目 次

- 字の区域の変更
- 生活保護法による医療機関の指定
- 青少年に有害な図書類の指定
- 保険医の登録
- 結核予防法による医療機関の指定
- 土地改良法による換地処分
- 土地改良事業の工事の完了
- 県営土地改良事業の工事の完了
- 保安林の指定
- 開発行為に関する工事の完了
- 県営住宅の家賃等の徴収事務の委託
- 政治団体の設立の届出
- 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
- 政治団体の解散の届出
- 政治団体の収支に関する報告書の要旨(二件)

◇ 選管告示

- 政治団体の設立の届出
- 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
- 政治団体の解散の届出
- 政治団体の収支に関する報告書の要旨(二件)

告 示

鳥取県告示第四百七十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による西伯(常清)地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十六年十二月一日現在の地番による。)
大字東上字中ノ リスへ	大字東上字中ノリスへの全域並びに大字東上字家ノ前五〇六の一の一部、五〇六の二の一部、五〇六の三及びこれらと一体をなす固有地
大字東上字家ノ 前	大字東上字家ノ前のうち五〇六の一の一部、五〇六の二の一部、五〇六の三及びこれらと一体をなす固有地以外の区域並びに大字東上字小塔山五二三の二及び五二三の三
大字東上字小塔 山	大字東上字小塔山のうち五二三の二及び五二三の三以外の区域

鳥取県告示第四百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社山田薬局	鳥取市田園町四丁目三八五	昭和五十七年四月二十一日

鳥取県告示第四百七十八号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第一項の規定により告示する。

昭和五十七年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定番号	種 別	図 書 類	
		題 号	発行記号等 表示された発行所名
495	雑誌、その他の刊行物	ギヤルトピア 性器露出	TP-6 磯土曜出版社

496	女情報	自由ケ丘ナイト&デー	OJ-6	磯土曜出版社
497	愛奴隷 少女たち	CC-1 9	ライオン書房	
498	恥毛 ちぢれ	CD-17	DO企画	
499	覗き めぐり逢い	CD-16	セイント企画	
500	聖女絶叫 少女達	BI-17	トーア企画	
501	喘ぐ	-	有限会社エントビ	
502	痴心だ女大生 女子大生 性白書	ZD-5	磯土曜出版社	
503	コレクション-3	CD-5	かいめい書房	
504	エロスアップ Vol.6 第5巻第5号通巻94号	-	アップル社	
505	秘母タナー	HT-5	トライビジョン	
506	密園囃り	JNMA 017	磯群雄新社	
507	ノック DOWN	-	THE ASUKA CO.,LTD.	
508	忘却	EROTICMARKET 第1集	K企画	
509	ガール&ガール 美肉追写	G-6	メリアス出版	
510	悪戯	女子高生告白誌	303575	メグリーン企画
511	快感さぐり	ME-3	磯目黒川書房	

512	"	Pussy Vol.7 放尿現場	P U - 6	傑アリス出版
513	"	アキシヨONSEX サイエナス	C I - T 1	フランソングラブル
514	"	スキップ 暴走取材マガジン 第2巻第4号	B M - 6	ビケン
515	"	夢精遊戯 強姦魔	M U - 5	傑アツブル社
516	"	フオトジェニカ 満10号	F J - 6	海鳴書房
517	"	THE SEX 本番	C D - A 0	傑アリス出版
518	"	Jogether Catastrophe	B 1 - T 2	フランソングラブル
519	"	⑨レポート6号 第5巻第6号通巻42号	R - 6	傑アツブル社
520	"	瞳 P R I S M 輝	-	傑エトセトラ
521	"	実話 アナープ 熟女の深情	D P - 5	ジョイフル出版社
522	"	my トルコ Number-6	C C - 7	傑土曜出版社
523	"	らぶ	J N M A 026	有有限会社コーリン出版
524	"	ピンク情報 肉棒狂い Vol.24 女子高生	P T - 5	傑アリス出版
525	"	熱い穴 春風	H 1 - G 2	発行人 齊藤修 A R T - P R E S S
526	"	愛液 S B x y L i f e M a g a z i n e 強烈グラフィック誌	-	ひかり書房
527	"	ロンリネス	303572	傑グリーン企画

528	"	制服表紙 秘密の小箱	B 1 - H 3	フランソナル企画
529	"	ルーシー ぶりっこフェア 4月号	L U - 6	傑アリス出版
530	"	宝味 HOOMIE (巻)	-	東京都文京区音羽 1-10-1 音羽マクシオン 音03(941)0577
531	"	ベータス VeNus 女陰淫ら責め	B N - 6	傑土曜出版社
532	"	⑨最前線 喪失本番写真	H - 6	傑アリス出版
533	"	満 卍 自	-	発行所 おれすと 総発売元 三興出 版株式会社
534	"	土曜漫画 官能ポルノマクシオン	D M - 6	傑土曜出版社
535	"	女陰むき出し 果汗	C D - 9	D O 企画
536	"	女陰征服 残像	B 1 - T 3	フランソングラブル

鳥取県告示第四百七十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十七年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
井後 雅之	鳥医第二、七三二号	昭和五十七年四月十四日

鳥取県告示第四百八十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十七年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	医療機関名	所在地
昭和五十七年五月六日	池原整形外科医院	米子市福市二一六九

鳥取県告示第四百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地西伯町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る西伯（常清）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事を完了年月日	届出者
浜川地区農業用排水事業	昭和五十六年三月二十日	北条町

鳥取県告示第四百八十三号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和五十七年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営会見地区は場整備事業	昭和五十六年三月二十五日
県営佐陀川右岸地区は場整備事業	昭和五十六年三月二十三日
県営花見東郷地区は場整備事業	昭和五十六年三月二十日
県営岩伏地区開拓地整備事業	昭和五十六年三月二十五日
県営上中山地区開拓地整備事業	昭和五十六年三月二十四日
県営別所地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和五十五年十一月二十七日
県営門前地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和五十六年三月二十四日
県営由良地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和五十五年十二月十日

鳥取県告示第四百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和五十七年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林の所在場所

岩美郡国府町大字雨滝字河合谷九五六の三、字正石九五八、字大滝谷九五九（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

公衆の保健
三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字正石九五八、字大滝谷九五九（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百八十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年十一月五日 鳥取県指令受都計第二百九十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市雲山字背戸田及び字土居

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市雲山字土居九三一

川口隼成

鳥取県告示第四百八十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、みどり第二団地及び宮岡団地に係る県営住宅の家賃等の徴収事務をそれぞれ赤碕町及び郡家町に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第

一項の規定により告示する。

昭和五十七年五月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
日本社会党鳥取総支部	徳沢 義夫	岩城 正美	鳥取市富安二丁目一四	政支部
日本社会党米子総支部	永田 卓夫	中村 和夫	米子市久米町一四二	"
日本社会党倉吉総支部	増田 昭杉	山 鶴雄	倉吉市伊木二四一一	"
渡辺喜八郎後援会	渡辺寛太夫	渡辺 孝平	鳥取市越路六〇二二三	その他の政治団体
浜田長利後援会	早川 力吉	田 孝雄	境港市外江町一八二〇	"
岡本善徳後援会	坂本 親男	前田 薫	鳥取市八坂二〇五	"
竹内祐治後援会	南家 善作	古徳 悠	境港市外江町二八二五	"
松本正己後援会	植田 公司	渡辺嘉寿美	境港市渡町一二六九	"
渡辺勇後援会	角 仙一	都田 進	境港市森岡町五五一	"
遠藤勝美後援会	榎野 俊春	松本 敏郎	境港市外江町一七三〇	"

鳥取県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十七年五月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

政治団体の名称	異動事項	新	旧
新見修中部後援会	会計責任者	長谷川 稔	岸田善満
岩見誠次後援会	主たる事務所の所在地	岩美郡岩美町岩本一五二一	岩美郡岩美町浦富一〇三九

鳥取県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年五月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考

鳥取県選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十七年五月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

政治団体の収支報告書の要旨

新見修東部後援会	徳沢義夫	田口 守	鳥取市富安一―一四	その他の政治団体
新見修中部後援会	増田 昭	長谷川稔	倉吉市伊木二四一―一	
新見修西部後援会	安達俊幸	遠藤 通	米子市久米町一四二	
岡本善徳後援会	坂本親男	前田幸雄	鳥取市八坂二〇五	

◎その他の政治団体

政治団体の名称	新見修東部後援会	前年繰越額	16,325円
報告年月日	昭和57年4月1日 (昭和57年3月31日解散)	1 本年収入額	5,000円
		(2) 支出総額	21,200円
1 収入・支出の総額		2 収入・支出の内訳	
(1) 収入総額	21,325円	(1) 収入の内訳	寄附（内訳別掲）

個人からの寄附		(昭和57年3月30日解散)		2 支出の内訳		合計	
個人からの寄附	5,000円	1 収入・支出の総額	16,520円	経常経費		岡本善徳後援会	17,400円
(うち指定団体に対する寄附)	5,000円	(1) 収入総額	16,520円	事務所費	2,400円	政治団体の名称	
小計	5,000円	ア 前年繰越額	16,520円	小計	2,400円	報告年月日	昭和57年4月14日
合計	5,000円	イ 本年収入額	0円	政治活動費		(昭和57年3月31日解散)	
〔寄附の内訳〕		(2) 支出総額	16,200円	組織活動費	15,000円	収入・支出の総額	0円
個人からの寄附		2 支出の内訳		小計	15,000円	(1) 収入総額	40,000円
その他	5,000円	経常経費	1,200円	政治活動費		ア 前年繰越額	0円
小計	5,000円	事務所費	1,200円	小計	15,000円	イ 本年収入額	40,000円
〔指定団体に対する寄附の内訳〕		小計	1,200円	合計	16,200円	報告年月日	昭和57年4月14日
その他	5,000円	政治活動費					
小計	5,000円	組織活動費	15,000円				
(2) 支出の内訳		小計	15,000円				
経常経費		合計	16,200円				
事務所費	1,200円						
小計	1,200円						
政治活動費							
組織活動費	20,000円						
小計	20,000円						
合計	21,200円						
政治団体の名称	新見修中部後援会						
報告年月日	昭和57年4月1日						

2 支出の内訳		合計	
経常経費		岡本善徳後援会	17,400円
事務所費	2,400円	政治団体の名称	
小計	2,400円	報告年月日	昭和57年4月14日
政治活動費		(昭和57年3月31日解散)	
組織活動費	15,000円	収入・支出の総額	0円
小計	15,000円	(1) 収入総額	40,000円
		ア 前年繰越額	0円
		イ 本年収入額	40,000円
		報告年月日	昭和57年4月14日

鳥取県選挙管理委員会告示第七十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったこと。同法第二十条第一項の規定に基づき、その経費を次のとおり公表する。

昭保五十七年五月十一日

鳥取県選挙管理委員会 岡本 善 徳

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称		1 収入・支出の総額	
◎その他の政治団体		(1) 収入総額	40,000円
期間	昭和53年1月1日～12月31日	ア 前年繰越額	0円
政治団体の名称	岡本善徳後援会	イ 本年収入額	40,000円
報告年月日	昭和57年4月14日		

(2) 支出総額	40,000円	期間 昭和54年1月1日～12月31日	
2 収入・支出の内訳		政治団体の名称 岡本善徳後援会	
(1) 収入の内訳		報告年月日 昭和57年4月14日	
寄附 (内訳別掲)		収入・支出の総額	
個人からの寄附	40,000円	(1) 収入総額	0円
小 計	40,000円	(2) 支出総額	0円
合 計	40,000円		
〔寄附の内訳〕		期間 昭和55年1月1日～12月31日	
個人からの寄附		政治団体の名称 岡本善徳後援会	
その他	40,000円	報告年月日 昭和57年4月14日	
小 計	40,000円	収入・支出の総額	
(2) 支出の内訳		(1) 収入総額	0円
経常経費		(2) 支出総額	0円
備品・消耗品費	1,000円		
事務所費	5,000円		
小 計	6,000円		
政治活動費			
機関紙誌の発行 その他の事業費	34,000円		
宣伝事業費	34,000円		
小 計	34,000円		
合 計	40,000円		